

通学路を撮影する防犯カメラの管理・運用について

1 設置場所

- (1) 平成27年度 学校敷地内
- (2) 平成28～令和元年度 通学路（公道）上の電柱に設置

2 適正な管理・運用について

- (1) 防犯カメラは、近隣の皆様のプライバシーに配慮し、モニター（画面）による常時監視は行いません。また、記録された画像データは、7日間保存した後に消去します。
- (2) 防犯カメラは、近隣の皆様のプライバシーを守るため、民地等が映りこまないように、可能な限りマスキング処理（塗り潰し）を施し、不要な映像が記録されないように配慮します。
- (3) 記録された画像の外部への提供は、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書等による請求があった場合にのみ行います。
- (4) 防犯カメラの記録装置は、施錠により映像記録を容易に抜き出せないようにするとともに、映像記録を暗号化し、第三者が容易に映像を確認できないようにします。

3 設置事例（第一小学校）

